

平成27年度当初予算の要求の考え方

26. 10. 14
財 政 課

平成27年度当初予算は、「平成27年度当初予算編成方針」に基づき、「財政健全化取組方針」（以下「取組方針」という。）の目標である「収支均衡予算の継続」を基本的な考え方とし、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の総仕上げを図るほか、「平成27年度政策経営基本方針」の重点事項に取り組むとともに、新たな行政課題にも的確に対応する。

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中の考え方に基づき、主体的な事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求されたい。

記

- 1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とすること。
- 2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。
- 3 各部局の主体的判断による事務事業の見直しを進めるという取組方針の趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位を見極め、事業内容の見直しを行った上で、メリハリのついた要求とすること。
- 4 「重点戦略マネジメント」に係る政策協議において「要求を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示するところにより要求すること。
- 5 各種施策の実施に当たっては、予算を伴わない手法（ゼロ予算事業）の導入を積極的に検討すること。
- 6 「とちぎ行革プラン」に盛り込まれた取組項目については、推進期間内の達成に努めること。

なお、人件費の削減など歳出削減に結び付く事業又は新たな歳入確保に結び付く

事業に係る要求については、別途協議に応じることとしていること。

7 要求に当たっては、平成27年10月から消費税率及び地方消費税率の引上げが行われるという前提に立って、適切に要求に反映させること。

8 国の予算要求の状況を的確に把握し、必要に応じ要求に反映させること。

特に、「新しい日本のための優先課題推進枠」として各省庁が要求した経費については、「中期財政計画」に定める基礎的財政収支の改善目標を達成できる範囲内で措置するとされていることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、平成26年度の補正予算を含めた国の予算編成や地方財政対策、法人税改革をはじめとする税制改正の動向等によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要となるので留意すること。